

第1回 熟議『学校選択制』委員名簿

	位置付け	名前	ふりがな
1	PTA代表	佐竹 義久	さたけ よしひさ
2	PTA代表	野島 淳	のじま じゅん
3	PTA代表	柳川 真由美	やながわ まゆみ
4	社会福祉協議会代表	小西 丕	こにし はじめ
5	学識経験者	金子 照基	かねこ てるもと
6	学識経験者	碓井 岑夫	うすい みねお
7	公募委員	池田 卓司	いけだ たくじ
8	公募委員	小西 正敏	こにし まさとし
9	公募委員	大前 ちなみ	おおまえ ちなみ
10	公募委員	仙頭 桂子	せんとう けいこ
11	公募委員	増田 耕三郎	ますだ こうざぶろう
12	公募委員	能村 正臣	のむら まさおみ
13	教育委員代表	勝井 映子	かつい えいこ
14	教育委員代表	高尾 元久	たかお もとひさ
15	区長代表	金谷 一郎	かなたに いちろう
16	区長代表	北岡 均	きたおか ひとし
17	小学校校長会代表	奥村 基治	おくむら もとはる
18	小学校校長会代表	柴山 浩一	しばやま こういち
19	中学校校長会代表	窪田 透	くぼた とおる
20	中学校校長会代表	豊岡 修	とよおか おさむ

熟議 『学校選択制』について

1 開催趣旨

- 大阪市教育委員会では、本市の小・中学校における学校選択制の導入について、各区の区民の意見集約をふまえ、制度内容や課題への対応策等の検討を行うこととしている。
- 熟議の開催にあたっては、保護者代表、地域代表、学識経験者、公募委員、小・中学校長代表等がそれぞれの観点で学校選択制を実施する場合、どのような制度内容にするか、課題への対応策などについて意見を出し合って議論を重ね、検討を行う。
- 現在、各区において、さまざまな手法で区民の意見集約を行っているところであり、今後の熟議の議論に反映させる。
- 9月末にとりまとめを行い、事務局から教育委員会及び市長に報告する。

2 開催期間 平成 24 年 4 月から 9 月末まで（予定）

3 開催回数 平成 24 年 9 月末までに、月 1 回から 2 回

4 委 員 保護者代表、地域代表、学識経験者、公募委員、小・中学校長代表等の委員で構成する。

5 主な検討項目（予定）

【制度内容について】

- 現行の通学区域との関係
- 子ども、保護者の学校選択の機会
- 学校選択の範囲
- 学校の受け入れの考え方について
- 選択における優先
 - 通学区域に居住する児童生徒、兄・姉在学の場合の弟妹 等
- 指定外就学の許可基準について
 - 指定外就学・調整区域と学校選択制の関係の整理 等

【課題について】

- 校区外から通学する児童の安全の確保
- 学校と地域との関係
- 特定の学校への集中による学校間の児童生徒数の偏り
- 学校の情報発信のあり方
- 障害のある児童生徒の就学（学校選択）
- 適正就学（越境入学・通学防止）の取り組み 等

熟議『学校選択制』開催要領

(設置)

第1条 本要領は、本市における学校選択制について、熟議『学校選択制』（以下「熟議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 熟議は、次の事項について議論するものとする。

- (1) 本市における学校選択制の制度内容及び課題への対応策
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 熟議は、次の掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学校PTA代表
- (2) 地域代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募委員
- (5) 教育委員代表
- (6) 区長代表
- (7) 小・中学校長代表

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年9月30日までとする。

(進行役)

第5条 熟議には進行役（以下、ファシリテーターという。）を複数名置く。

2 ファシリテーターは、議事の進行及び意見集約を担う。

(会議)

第6条 熟議は、教育委員会教育長が招集する。

2 委員の要請を受け、ファシリテーターが必要があると認めたときは、委員以外の者の熟議への出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(公開)

第7条 熟議は、公開とする。ただし、本市の会議の公開基準に基づいて、公表することが適当でない事項は非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 熟議の庶務は、教育委員会事務局学事課において処理する。

附則

この要領は、平成24年4月26日から適用する。

熟議『学校選択制』開催スケジュール(案)

日程		開催予定時期	内容
4月	上旬		
	中旬		
	下旬	第1回 熟議『学校選択制』(26日)	本市の現行制度、他都市事例説明 各区の意見交換会等実施状況報告
5月	上旬		
	中旬		
	下旬	第2回 熟議『学校選択制』	制度内容について議論 各区の意見交換会等実施状況報告
6月	上旬	第3回 熟議『学校選択制』	制度内容・課題の検討
	中旬		
	下旬	第4回 熟議『学校選択制』	
7月	上旬		
	中旬	第5回 熟議『学校選択制』	
	下旬	第6回 熟議『学校選択制』	
8月	上旬	第7回 熟議『学校選択制』	まとめ
	中旬		
	下旬	第8回 熟議『学校選択制』	
9月	上旬	第9回 熟議『学校選択制』	「とりまとめ」の議論
	中旬		
	下旬	第10回 熟議『学校選択制』	「とりまとめ」の確認

本市の就学制度（現行制度）

1. 就学校の指定について

- ・児童・生徒が就学する小・中学校については、「市町村の設置する小学校または中学校が2校以上あるときは、その就学すべき学校を指定しなければならない」とされています。

（学校教育法施行令第5条第2項）

- ・本市ではあらかじめ住所地による通学区域を設定し、これに基づき学校を指定しています。
- ・本市における学校指定の変更（「指定外就学」といいます。）について、許可基準を定め、指定する学校以外の学校への就学を希望する当該児童生徒について、教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限り、認めています。

（学校教育法施行令第8条）

2. 就学事務の委任について

- ・就学事務は、法令で教育委員会が管理執行する事項とされていますが、本市では「教育委員会の事務の委任に関する規則」により、各区長に委任しています。

（地方教育行政法第23条第4項）

（地方自治法第180条の7）

（教育委員会の事務の委任に関する規則第3条）

学校選択制について

1 学校選択制の制度概要

- ・市教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる、とされています。
(学校教育法施行規則第32条第1項)
- ・この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制といいます。

【学校選択制の類型】

自由選択制	当該市（区）の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市（区）をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市（区）内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	特定の地域の居住する者について、学校選択を認めるもの

2 他都市における実施状況

◆全国自治体（平成18年 文部科学省調査）

小学校 240自治体（14.2％）

中学校 185自治体（13.9％）

*上記の類型「特定地域選択制」、「特認校制」が多い

◆政令指定都市

都市名	小学校	中学校
浜松市	その他（※）	隣接区域
岡山市	隣接区域	隣接区域
広島市	導入していない	ブロック制＋隣接区域

（※）中学校区内の小学校から選択

◆東京都23区の状況

小学校		中学校	計
導入していない		導入していない	4区
		自由選択制	4区
導入している	隣接区域	隣接区域	3区
		自由選択制	4区
	ブロック制		1区
	自由選択制		6区（※）
	特認校		1区
			23区

※ 徒歩通学が可能な範囲に限る区(2区)を含む

◆学校選択制を見直した自治体

自治体名	実施期間	見直し内容	理由
群馬県 前橋市	H16～H22	廃止(H23)	☐ 自治会やこども会への参加が減少 ☐ 居住地域と学校の関係の希薄化
長崎県 長崎市	H17～H23	廃止(H24)	☐ 学校間での児童生徒数の偏りが拡大
東京都 江東区	H14～H20	自由選択制に条件を付した(H21) ----- 小学1年生が30分で徒歩通学可能な範囲内に限定(概ね2km以内)	☐ 地域との関係を考慮 ☐ 児童の通学の負担を考慮
東京都 板橋区	H16～H23	隣接区域選択制に変更(H24)	☐ 地域との関係を考慮 ☐ 児童の通学の負担を考慮

◆学校選択制導入決定後の学校選択の流れとスケジュール概要（他都市事例）

4月～	学校選択制の制度変更の内容を保護者に周知
↓	各学校の受入れ人数の調査・決定（～6月） 「学校案内」の印刷、製本、送付（7～8月）
9月上旬	学校選択希望調査（調査票送付）
9～10月	学校公開、学校説明会の開催
11月	希望調査結果公表
↓	公開抽選（受入れ可能人数を超えている場合）（11～12月）
1月	就学通知の発行
↓	補欠登録の繰上げ（～2月下旬） （※繰り上がらなかった場合、指定校に就学となります。）
4月	入学式

◆他都市の学校選択制の主なメリットと課題

□メリット

- 特色ある学校づくりが推進される
- 保護者の学校教育への関心が高まる
- 学校が切磋琢磨することで活性化が図られる

□課題

- 学校と地域の関係
- 特定の学校への就学希望が集中する等の児童生徒数の偏り
- 通学区域外から通学する児童の安全確保

◆学校選択の他都市事例

- 学校選択 小・中学校に入学する際の1回のみ
 - 対象者 翌年度に小・中学校に入学予定の（区）内在住者
 - 選択できる学校の範囲 *通学区域は、残したままです。
 - ・隣接区域選択制の場合 隣接する通学区域の学校
 - ・ブロック選択制の場合 ブロック内の学校
 - * 先ず、当該市（区）内を幾つかのブロックに分ける必要があります。
 - ・自由選択制の場合 市（区）内のすべての学校
 - * 通学距離の条件（例えば小学校2 km、中学校3 kmの範囲内）を付けている場合もあります。
 - 学校選択の結果
 - ・通学区域外の学校に就学する児童生徒の割合は、概ね2～3割。
 - ・自由選択制を採用している区においても、ほとんどの児童生徒が、住所地の通学区域又は隣接する通学区域の学校に就学してます。
 - 各学校の受入れ予定人数
 - ・各学校の施設状況や今後の児童生徒数の見込み等を考慮し、受入れ予定人数を決めています。受入れ制限をする学校もあります。
-

学校選択制及び中学校給食に関する区民会議
(学校教育フォーラム、意見交換会等)実施状況

H24.4.23現在

	開催日時		曜日	区	時間	場所
1	3月	20日	火・祝	淀川	14:00～16:00	淀川区民センター
2		22日	木	港①	19:00～20:30	港区民センター
3		25日	日	大正	14:00～15:30	大正区民ホール
4		31日	土	港②	10:00～11:30	港区民センター
5	4月	7日	土	此花	14:00～15:30	此花区民ホール
6		14日	土	城東①	10:00～12:00	城東区民ホール
7				中央①	15:00～17:00	中央区民センター
8				天王寺	14:00～15:30	天王寺区民センター
9				鶴見①	14:00～16:00	茨田北中学校
10				城東②	19:00～21:00	城東区民ホール
11		15日	日	城東③	14:00～16:00	東中浜小学校
12				西成①	14:00～16:00	西成区役所
13		17日	火	西成②	19:00～21:00	西成区役所
14		19日	木	浪速①	12:30～13:30	栄小学校
15				中央②	19:00～21:00	中央会館
16		20日	金	浪速②	15:30～16:30	大国小学校
17		21日	土	鶴見②	10:00～12:00	鶴見区民センター
18				西①	10:30～12:30	西区民センター
19				西②	14:30～16:30	西区民センター
20				阿倍野	14:00～16:00	阿倍野区民センター
21				旭①	14:00～16:00	旭区民センター
22		22日	日	鶴見③	14:00～16:00	今津中学校
23				旭②	14:00～16:00	大宮小学校
24				住吉	14:00～16:00	住吉区民センター